

区市町村民税額の見方について

住民税(市民税・県民税)を**納税通知書**で納めている方…「**神奈川県平塚市 市民税・県民税 納税通知書**」
(事業を営んでいる方など)

令和6年度 市民税・県民税課税明細書②

市 民 税	算 出 所 得 割	6 0 0 0	県 民 税	算 出 所
	調 整 控 除	1 5 0 0		得 割
	税 額 控 除			税 額 割
	住宅借入 注)1	2 0 0 0		住宅借入
	寄付金税額控除			寄付金税額
	配当・株 注)2			配当・株
税	所 得 割	5 6 5 0 0	税	所 得 割
	均 等 割	3 5 0 0		均 等 割

徴収月	仮 特 別 徴 収 税 額 (円)
令 和 4 年 4 月	
令 和 4 年 5 月	
令 和 4 年 6 月	

徴収月	仮 特 別 徴 収 税 額 (円)
令 和 5 年 4 月	
令 和 5 年 5 月	
令 和 5 年 6 月	

算出所得割(市民税)－調整控除(市民税)
＝算定基準になる市民税額 となります。

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】
「市民税・県民税 納税通知書」3枚目に記載されている
市民税算出税額を確認して下さい。

算出所得割(市民税)－調整控除(市民税)
＝算定基準になる市民税額となります。

※ 通知書の様式は送付時期や市区町村ごとに異なります。

※ 県民税額は算定基準には含まれません。

※ 定額減税(個人住民税減額控除済額)のうち、案分される市
民税

住民税(市民税・県民税)を**給与天引き**で納めている方…「**市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書**」
(主に給与所得者の方)

令和 6 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	5	8	6	5	8	0	2	主たる給与 以外の合算 所得区分	営業等	農業	不動産	利当	給与	雑		
	給与所得	4	1	5	1	2	0	0									
	その他の所得計	0															
総所得金額①											4	1	5	1	2	0	0

所 得 控 除	雑損	0	障・寡・勤	0	控 除 配 分
	医療費	0	配偶者	0	
	社会保険料	7 3 2:4 5 7	配偶者特別	0	
	小規模企業共済	0	不要	0	
	生命保険料	0	基礎	3 3 0 0 0 0	
所得控除合計②				1 0 6 2:4 5 7	

(適用)

課 税 標 準	総所得③	3 0 8 8 0 0 0	市 民 税	税額控除額④	1 8 5 2 8 0
	山林所得	0		所得割額⑤	1 5 0 0
	分離短期譲渡	0		均等割額⑥	1 8 3 7 0 0
	分離長期譲渡	0		均等割額⑦	3 5 0 0
	株式等の譲渡	0		均等割額⑧	1 2 4 2 9 2

【利用者負担額の算定基準になる市民税額について】

毎年 6 月頃に勤務先から配布される「市民税・県民税 特別徴収税額通知
書」表面に記載されている市民税額を確認して下さい。

税額控除前所得割額

－調整控除額(税額控除額の一部:例 1,500 円)【注】
＝算定基準になる市民税額 となります。

【注】税額控除額に含まれる調整控除額の算出方法は、

通知書裏面「◎税額控除(調整控除)」をご確認ください。

※ 通知書の様式は配布時期や市区町村ごとに異なります。

※ 県民税額は算定基準には含まれません。

※ 住宅ローン控除や寄附控除(ふるさと納税)などは控除対象
には
なりません。ただし、定額減税(個人住民税減額控除済額)の